**「ワイヤレス　ブロードバンド　サービス利用規約」新旧対照表**

**１．申入れの趣旨Ⅰ（無催告登録取消条項の削除の申入れ）**※下線部が、追加・修正箇所

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （新）利用規約 | | | （旧）利用規約 | | |
| 条 | 項 | 内容 | 条 | 項 | 内容 |
| 17 | 1 | **当社による解約、退会、一時利用停止**  当社は、会員が、以下の各号のいずれかの事由に該当し、かつ、当該会員と当社との間の信頼関係が破壊された又はそのおそれがある場合は、事前に通知又は催告することなく、当該会員について本サービスの利用を一時的に停止し、又は本サービスを強制的に解約し、当該会員を退会させることができるものとします。  (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合  （以下同様のため中略）  (11)　会員が当社に届け出ている登録事項に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠った時  (12) その他、当社が会員としての登録の継続を適当でないと判断した場合 | 17 | 1 | **登録取消等**  当社は、登録ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該登録ユーザーについて本サービスの利用を一時的に停止し、又は登録ユーザーとしての登録を取り消すことができます。  (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合  （以下同様のため中略）  （追加）  (11) その他、当社が登録ユーザーとしての登録の継続を適当でないと判断した場合 |
|  | 2 | 会員は、前項による本サービスの停止又は中断を行った場合であっても、第6条第1項に定める支払義務を免れないものとします。 |  |  | （追加） |
|  | 3 | 第１項の定めにかかわらず、会員が登録したクレジットカードについて、クレジットカード会社又は代金収納代行会社から無効扱いの通知を受けた場合、又は理由の如何を問わず会員の登録したクレジットカードの利用が不能となった場合、当社は会員に事前に通知した上で、本サービスの全部又は一部の利用を停止又は一時的に中断することができるものとします。 |  |  | （追加） |
|  | 4 | 会員の利用する個別の本サービスの内容、料金プラン等によっては、当社が、前項による本サービス利用の停止又は中断を行った場合に、第6条第2項に定める解約金・契約解除料を負担して頂く事に、会員は予めこれを承諾するものとします。 |  |  | （追加） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 5 | 前項による支払いがなされた場合で、かつ、当社が別途定める期日までに本条第3項の事実が解消されたことを当社が確認できた場合、当社は、当社が指定する日に、本サービスの一時利用停止又は中断を解除し、当該支払を受けた金額を会員が登録するクレジットカード会社又は代金収納代行会社を用いてチャージバック返金するものとします。この場合、利息は付与しません。 |  |  | （追加） |
|  | 6 | 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に会員に通知又は催告した上で、会員との利用契約を解約し、会員を退会させることができるものとします。  (1)　会員が、当社が別途定める利用料金又は本サービスを受ける上で当社に対して負う債務等の支払いを遅延し、又は当社が本条第3項の通知を受けた場合で、当社が相当期間を定めた上で、会員が登録するメールアドレス宛に支払い催告又は有効なクレジットカード情報の登録を行わなければならない旨の催告を行ったにもかかわらず、会員が当該期間内にこれに応じなかった場合  (2) 第12条の規定により本サービスの利用を停止又は中断された会員が、その停止・中断事由を解消しない場合  (3)　当社が、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合 |  |  | （追加） |
|  | 7 | 前各号の規定により解約、退会となった場合、会員は、当社に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。また、第6条第2項に定める解約料・契約解除料の支払を免れないものとします（本条第4項に基づいて会員が解約金・契約解除料を負担した場合を除く）。 |  | 2 | 登録が取り消された場合、登録ユーザーは、当社に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。 |
|  | 8 | 当社は、本条に基づき当社が行った行為により会員に生じた損害について一切の責任を負いません。但し、当該会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者であり、かつ、当社の責に帰すべき事由に基づく場合を除きます。 |  | 3 | 当社は、本条に基づき当社が行った行為により登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。 |
|  | 9 | 本条に基づき退会又は会員の登録が取り消された場合、会員は、当社の指示に基づき、当社から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその他の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。 |  | 5 | 本条に基づき登録ユーザーの登録が取り消された場合、登録ユーザーは、当社の指示に基づき、当社から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその他の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。 |

**２．申入れの趣旨Ⅱ（免責条項と損害賠償額の制限条項の削除の申入れ）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （新）利用規約 | | | （旧）利用規約 | | |
| 条 | 項 | 内容 | 条 | 項 | 内容 |
| 13 | 2 | **無線通信の通信区域**  通信区域内で通信できない場合であっても、会員は、当社に対し、通信が制限されたことによる如何なる損害賠償も請求することはできません。但し、当該会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者であり、かつ、当社の責に帰すべき事由に基づく場合を除きます。 | 13 | 2 | **無線通信の通信区域**  通信区域内で通信できない場合であっても、登録ユーザーは、当社に対し、通信が制限されたことによる如何なる損害賠償も請求することはできません。 |
| 17 | 8 | **当社による解約、退会、一時利用停止**  当社は、本条に基づき当社が行った行為により会員に生じた損害について一切の責任を負いません。但し、当該会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者であり、かつ、当社の責に帰すべき事由に基づく場合を除きます。 | 17 | 3 | **登録取消等**  当社は、本条に基づき当社が行った行為により登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。 |
| 20 | 3 | **保証の否認及び免責**  当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、利用不能又は変更、会員のメッセージ又は情報の削除又は消失、会員の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して会員が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。但し、当該会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者であり、かつ、当社の責に帰すべき事由に基づく場合を除きます。 | 19 | 3 | **保証の否認及び免責**  当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、利用不能又は変更、登録ユーザーのメッセージ又は情報の削除又は消失、登録ユーザーの登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して登録ユーザーが被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。 |
| 21 | 3 | **自己責任の原則**  当社は、本サービスを使用することにより会員に発生した損害の全てに対し、本書面に明示的に定める場合を除き、いかなる責任も負わないものとし、かつ、損害を賠償する義務はないものとします。但し、当該会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者であり、かつ、当社の責めに帰すべき事由に基づく場合を除きます。 | 20 | 3 | **自己責任の原則**  当社は、本サービスを使用することにより登録ユーザーに発生した損害の全てに対し、本書面に明示的に定める場合を除き、いかなる責任も負わないものとし、かつ、損害を賠償する義務はないものとします。 |
| 22 | 1 | **無線通信の利用不能による損害**  当社は、当社の故意または重過失により生じた場合を除き、無線通信が利用できないことについて、いかなる責任も負わないものとし、会員に対し、その損害を賠償する義務はないものとします。但し、当該会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者である場合には「重過失」を」「過失」と読みかえるものとします。 | 21 | 1 | **無線通信の利用不能による損害**  当社は、当社の故意または重過失により生じた場合を除き、無線通信が利用できないことについて、いかなる責任も負わないものとし、登録ユーザーに対し、その損害を賠償する義務はないものとします。 |
| 23 | 4 | **紛争処理及び損害賠償**  当社は、本サービスに関連して会員が被った損害について、一切賠償の責任を負いません。なお、消費者契約法の適用その他の理由により当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去１年の期間に会員から現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とします。但し、当社に故意又は重過失のある場合を除きます。 | 22 | 4 | **紛争処理及び損害賠償**  当社は、本サービスに関連して登録ユーザーが被った損害について、一切賠償の責任を負いません。なお、消費者契約法の適用その他の理由により当社が登録ユーザーに対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去１年の期間に登録ユーザーから現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とします。 |

以　上